

企業版ふるさと納税の制度延長見込みと基金条例改正について

1. 企業版ふるさと納税制度の延長について

従来の期間：令和 7 年 3 月 31 日まで

→ 令和 10 年 3 月 31 日まで延長予定

背景：令和 7 年度与党税制改正大綱に企業版ふるさと納税の 3 年延長が盛り込まれ、閣議決定されました。これにより、令和 10 年 3 月 31 日まで延長される見通しとなっています。

2. 基金条例の改正

従来の課題を解決するため、士別市基金条例を改正し、企業版ふるさと納税を積み立てる新たな基金を創設しました。

○従来の取扱いと課題

- ・ 企業版ふるさと納税を受領した年度にしか活用できない
- ・ 寄附を受けたタイミングによって活用が困難となる場合がある
- ・ 複数年度にわたる事業への活用が困難

○基金条例の改正と活用

- ・ 士別市基金条例の改正（令和 7 年第 1 回定例会にて議決）により、「士別市企業版ふるさと納税基金」を追加しました。
- ・ これにより、受領した企業版ふるさと納税を基金に積み立てることで、複数年度にわたる活用が可能となりました。

3. 今後の方針

○さらなる企業版ふるさと納税の獲得を目指し、令和 7 年度以降下記に取り組みます。

- ・ 理事者による企業訪問等、トップセールス活動
- ・ 企業版ふるさと納税マッチング支援サービスの活用
- ・ 企業や団体による自治体等への支援事業の活用検討